

# 富士市県外就業若者Uターン支援奨励金交付要綱

（令和 8 年 3 月 2 7 日）  
（告示 第 3 8 号）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、進学、就職などにより、県外に転出した本市出身の若者の本市への移住及び定住を促進するため、再転入をする者に対する富士市県外就業若者Uターン支援奨励金（以下「奨励金」という。）の交付について、富士市補助金等交付規則（昭和 4 2 年富士市規則第 2 8 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再転入 本市に居住していた者が転出をした後、再び本市の住民基本台帳に記録されることをいう。
- (2) 若者 再転入をした日（以下「再転入日」という。）において、年齢が 3 9 歳以下の者であって、配偶者を有しないものをいう。

（交付対象者）

第 3 条 奨励金の交付の対象となる者は、若者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 再転入日の前日まで 1 年以上継続して県外に居住していた者
- (2) 再転入をする前に本市において居住していた期間が、当該者が 1 8 歳になる年度の末日までの期間において、連続して 3 年（再転入をする前の本市での居住期間が、市内高等学校に入学し、卒業するまでの期間のみであった場合にあっては、2 年 1 0 か月）以上である者
- (3) 再転入をする前から県外に存する企業に勤務する者（当該企業に勤務することが内定している者を含む。）であって、本市から新幹線を定期的に利用して勤務をするもの
- (4) 申請日から 1 年以上本市に居住する意思を有していること。

2 前項の規定にかかわらず、申請者が他の同種の補助金の交付を受けている場合又は市長が補助することを適当でないと認めた場合は、補助金の交付の対象としない。

（奨励金の額等）

第 4 条 奨励金の額は、2 0 万円とする。

2 奨励金の交付は、申請者 1 人につき 1 回のみとする。

（交付の申請）

第5条 奨励金の交付を受けようとする者は、再転入日から1年を経過した日又は市長が別に定める日のいずれか早い日までに、富士市県外就業若者Uターン支援奨励金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 再転入日の前日まで居住していた市区町村における居住地及び居住期間を確認できる書類
- (2) 再転入日に申請者に配偶者がいないことを確認できる書類
- (3) 再転入をする前の本市での居住地及び居住期間を確認できる書類
- (4) 就業(内定)証明書(第2号様式)
- (5) 新幹線を定期的に利用することがわかる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、奨励金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査に際し必要があると認めるときは、申請者の同意を得て申請の内容について確認することができる。

3 市長は、前項の規定により奨励金の交付を決定したときは、富士市県外就業若者Uターン支援奨励金交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

4 市長は、交付の決定に当たっては、条件を付することができる。

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により交付の決定を受けたとき。
- (2) 申請日から1年以内に市外に転出したとき(市長がやむを得ない理由があると認めたときを除く。)

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

富士市県外就業若者Uターン支援奨励金交付申請書

年 月 日

（宛先）富士市長

住 所

申請者 氏 名

電話番号

（氏名を自書しない場合は、記名押印すること。）

富士市県外就業若者Uターン支援奨励金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

|                     |  |
|---------------------|--|
| 交付申請額               | 円  |
| 再転入日                | 年 月 日  |
| 再転入前の居住地及び居住期間      | （住所）<br>（期間） 年 月 日から 年 月 日まで                                       |
| 再転入前の本市での居住地及び居住期間等 | （住所）<br>（期間） 年 月 日から 年 月 日まで<br>（18歳になった年度） 年度<br>（申請者の生年月日） 年 月 日 |

申請日から1年以上本市に居住する意思があります。

私は、過去に他の同種の補助を受けていません。

必要に応じて市長が住民基本台帳その他公簿等の調査を行うことについて同意します。

氏名 \_\_\_\_\_

（氏名を自書しない場合は、記名押印すること。）

（注） 該当する項目の□に✓を付してください。

第2号様式（第5条関係）

就業（内定）証明書

年 月 日

（宛先） 富士市長

住 所（法人にあつては、その  
主たる事務所の所在地）

証明者

氏 名（法人にあつては、その  
名称及び代表者の氏名）

年 月 日時点において、次のとおり証明します。

|                |                      |                         |
|----------------|----------------------|-------------------------|
| 勤 務 者<br>(内定者) | 住 所                  |                         |
|                | 氏 名                  |                         |
| 勤 務<br>(内定) 状況 | 勤 務 先                | (名称)<br>(所在地)<br>(電話番号) |
|                | 内 定 年 月 日            | 年 月 日                   |
|                | 就 業 ( 予 定 )<br>年 月 日 | 年 月 日                   |

(注) 該当する項目の□に✓を付してください。

第3号様式（第6条関係）

富士市県外就業若者Uターン支援奨励金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

富士市長



年 月 日付けで申請のあった富士市県外就業若者Uターン支援奨励金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

|           |   |
|-----------|---|
| 交 付 決 定 額 | 円 |
| 交 付 の 条 件 |   |